2022年経済産業省企業活動基本調査に御協力ください

経済産業省大臣官房調査統計グループ

経済産業省では、我が国企業における経済活動の実態を明らかにし、経済産業政策等各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として、1992年以降「経済産業省企業活動基本調査」(基幹統計調査)を実施しており、2022年も実施いたします。調査に対する御協力をお願いいたします。

○実施期間:2022年5月15日から6月30日まで

○根拠法令:統計法(平成19年法律第53号)

○調査目的:我が国企業における経済活動の実態を明らかにし、経済産

業政策等各種行政施策の基礎資料とします。

○調査対象:経済産業省が所管する産業(別表)に属している事業所

を有する「従業者50人以上かつ資本金3,000万円以上の企

業」。

○調査結果:2023年1月に速報を公表予定。

○調査方法:対象の企業へ調査関係用品を直接郵送します。

- ※調査票の提出は、紙調査票のほか、インターネットからオンラインで提出する こともできます。
- ※調査票に記入していただいた事項の秘密は、統計法により厳重に保護されますので、御協力をお願い申し上げます。

(別表)

この調査は、**鉱業・採石業・砂利採取業、製造業、電気業・ガス業、卸売業、小売業、クレジットカード業・割賦金融業**のほか、下記の産業の括弧内の業種が対象となります。

- ○飲食サービス業(一般飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業)
- ○情報通信業 (ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス 業、映画・ビデオ制作業、アニメーション制作業、新聞業、出版業)
- ○**物品賃貸業**(産業用機械器具賃貸業(レンタルを含む)、事務用機械器具賃貸業(レンタルを含む)、自動車賃貸業(レンタルを除く)、スポーツ・娯楽用品賃貸業(レンタルを含む)、その他の物品賃貸業(レンタルを含む))
- ○**学術研究、専門・技術サービス業**(学術・開発研究機関、デザイン業、エンジニアリング業、広告業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業)
- ○生活関連サービス業、娯楽業(洗濯業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業、冠婚葬祭業 (冠婚葬祭互助会を含む)、写真プリント,現像・焼付業、その他の生活関連サービス業、 映画館、ゴルフ場、スポーツ施設提供業(フィットネスクラブ、ボウリング場など)、公園、 遊園地・テーマパーク)
- ○教育、学習支援業 (外国語会話教室、カルチャー教室(総合的なもの))
- ○**サービス業**(廃棄物処理業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業、 ディスプレイ業、テレマーケティング業、その他の事業サービス業)

問い合わせ先:経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室 TEL: 03·3501·1831